

防衛大学校達第7号

防衛大学校規則（昭和36年防衛庁訓令第81号）第34条の規定に基づき、防衛大学校総合安全保障研究科後期課程委員会に関する達を次のように定める。

平成20年3月31日

防衛大学校長 五百籟頭 眞

防衛大学校総合安全保障研究科後期課程委員会に関する達

改正 平成21年3月31日防衛大学校達第6号

平成30年3月30日防衛大学校達第4号

（設置の目的）

第1条 防衛大学校における総合安全保障研究科後期課程に関する専門的事項を審議するため、総合安全保障研究科後期課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 総合安全保障研究科長
 - (2) 委員 総合安全保障研究科後期課程担当の教授及び准教授
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合安全保障研究科後期課程学生の入校に関する事項
- (2) 総合安全保障研究科後期課程学生の卒業に関する事項
- (3) その他総合安全保障研究科後期課程の運営に関する事項

（学校長等の出席）

第4条 防衛大学校長（以下「学校長」という。）、副校長、幹事、総務部長、教務部長、先端学術推進機構長及び総合情報図書館長は、委員会に出席するものと

する。

(運営部会の設置)

第5条 委員会に総合安全保障研究科後期課程運営部会（以下「部会」という。）を置き、委員長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
 - (2) 教育研究に関する事項
 - (3) 学生選抜に関する事項
 - (4) 卒業論文の審査及び最終試験に関する事項
 - (5) その他総合安全保障研究科後期課程に関し、委員長が必要と認めた事項
- (部会の構成)

第6条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部会長 委員長
 - (2) 部会員 学校長が指名する総合安全保障研究科後期課程担当の教授6名
- (開催)

第7条 委員会は必要に応じ委員長が、部会は原則として毎月1回第2水曜日に部会長が、それぞれの会議を招集し、会務を総括する。

(定足数)

第8条 委員会は、原則として構成員の3分の2以上の出席があるとき、会議を開くものとする。

(任期)

第9条 第6条第1項第2号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じたため補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教授会等に対する報告)

第10条 委員長は委員会で審議が終了した事項についてその結果を教授会に、部会長は部会で審議が終了した事項についてその結果を委員会に、それぞれ報告しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、教務課において行う。

(委任規定)

第12条 この達に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 総合安全保障研究科後期課程担当の個別命令を発令するまでは、第2条第1項第2号中「後期課程」とあるのは「前期課程」と、第6条第1項第2号中「後期課程」とあるのは「前期課程」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。